

## エコマーク商品類型 No.128「日用品 Version1.9」認定基準の 軽微な改定について

### 1. 改定の経緯

No.128「日用品」の認定基準は、幅広い製品を対象としているものの、そのことが広く認知されておらず、認定商品のない製品分野も存在しているのが現状です。そこで、より多くの事業者や消費者の皆様に対象製品を認知していただくため、基準の内容は変えずに製品分野ごとに基準を分割し、標題となる分類名として対象製品を明示するよう改めました。併せて、一部の基準の内容については他の類型（基準）とも整合をとるため、以下の2.改定箇所～の軽微な改定を行います。

#### 分割後の基準

##### 商品類型 No.128「日用品 Version1.9」

- 分類 A. 食器
- 分類 B. 台所・食卓・ランチ・レジャー用品
- 分類 C. 台所用水切り、廃食用油吸収材、食用油濾過器
- 分類 D. 洗たく・風呂場・サニタリー用品
- 分類 E. 清掃・収納用品、室内装飾・芸術品
- 分類 F. ダストコントロールマット
- 分類 G. 化粧用具、家庭医療関連用品
- 分類 H. ペット・園芸用品
- 分類 I. ゴムホース・手袋・マット等ゴム製品
- 分類 J. 掃除機用フィルター袋
- 分類 K. 空き缶回収機器
- 分類 L. マッチ、つけ木、線香
- 分類 M. その他

### 2. 改定箇所

#### 古紙パルプ配合率について

「材料に関する基準」において、紙の古紙パルプ配合率を「紙は70%以上、板紙は90%以上」としています。この基準を策定した際に引用した商品類型 No.112「文具・事務用品 Version1」の基準が改定され、板紙、紙といった紙の種類による基準配合率の区別をなくし、製品全体で70%以上となったため、「日用品」の基準においても同様とします。

#### No.112「文具・事務用品 Version 1.11」の抜粋

##### 4 1 1. 共通基準と証明方法

##### A.紙を主材料とする製品

- (4)原料として使用した古紙パルプの合計重量が製品全体の重量割合で70%以上であること

改定部分

～二重取り消し線部分を削除し、下線部を追加～

4-1-2. 材料に関する基準と証明方法

製品は、製品を構成する各材料が、以下に示す材料に関する基準をそれぞれ満たすこと。ただし、小付属(ネジ、ビス、靴紐など製品の機能上必要な小さな部品)は、以下に示す材料に関する基準を適用せず、接着剤は、(14)を適用し、他の材料に関する基準を適用しない。

A. 紙

(X) 紙は、古紙パルプ配合率が70%以上であること。板紙は、古紙パルプ配合率が90%以上であること。紙材料は、古紙パルプ配合率が70%以上であること。

「電気掃除機用フィルター袋」は、フィルター本体の外装袋の古紙パルプ配合率が20%以上であること。且つ、フィルター以外の部品について古紙パルプ配合率が~~90~~70%以上であること。

「台所流し台水切り用濾紙袋」は、古紙パルプ配合率が20%以上であること。「廃食用油材」および「鳥獣用品のうちペットシートおよび猫砂」は、本項目を適用しない。

木材料のトルエン、キシレン、ホルムアルデヒドの放散について

「材料に関する基準」において、木材料のトルエン、キシレン、ホルムアルデヒドの放散量は、商品類型 No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品」の「生活・文化用品」の基準を引用しています。商品類型 No.115 の基準策定においては、厚生労働省の室内空気汚染にかかわるガイドラインにトルエン、キシレン、ホルムアルデヒドなどの室内濃度に関する指針値が示されていることから基準として採用しており、対象製品は「屋内用品」および「生活・文化用品」とし、「屋外用品」は対象としていません。「日用品」においても、屋外で使用される製品が散見されるため、それらは本基準項目の適用対象外とします。

改定部分

～下線部を追加～

4-1-2. 材料に関する基準と証明方法

製品は、製品を構成する各材料が、以下に示す材料に関する基準をそれぞれ満たすこと。ただし、小付属(ネジ、ビス、靴紐など製品の機能上必要な小さな部品)は、以下に示す材料に関する基準を適用せず、接着剤は、(14)を適用し、他の材料に関する基準を適用しない。

B. 木材

(X) 屋内で使用される製品は、製品出荷時にトルエンおよびキシレンの放散が検出されないこと。「放散が検出されない」とは JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法 - 小型チャンバー法」に従って測定した定量下限値以下とする。ただし、「線香」は本項目を適用しない。

(X) 屋内で使用される製品で、接着剤、塗料を使用した材料にあっては、ホルムアルデヒドの放散について、当該製品または使用されている各々の木質材料、接着剤および塗料が JIS 規格、JAS 規格による F 等級または、国土交通大臣認定による規制対象外に相当であること。ただし、「線香」は本項目を適用しない。

## 焼物の有害物質について

「材料に関する基準」において、焼物の有害物質については、下水道汚泥を配合した製品（植木鉢のみ可能）には土壤汚染対策法の重金属等の溶出及び含有基準、食品に接する器具は食品衛生法の重金属等の溶出基準への適合を求めています。その他の焼物については基準が設けられていません。先般の認定基準の分割により、焼物の基準に有害物質に関する基準項目がない分類についても、スラグ等の有害物質の問題が懸念される再生材料の使用が認められているため、有害物質に関する基準を追加します。なお、対象物質は、現行基準の下水道汚泥を配合した焼成品と同様にカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ホウ素、フッ素の8物質としますが、溶出についてのみ基準を追加することとします。また、「食品衛生法に定める飲食器、割ぼう具、その他食品または添加物用で食品または添加物に直接接触する器具」には、食品衛生法にもとづくカドミウムおよび鉛の溶出試験を求めています。はし等、食品衛生法の対象ではありませんが、食品に接する製品も存在します。それらについてもカドミウムおよび鉛の溶出基準が適用されることを明確にするため、語順を修正します。

改定部分      ~ 二重取り消し線部分を削除し、下線部を追加 ~

### 4-1-2. 材料に関する基準と証明方法

製品は、製品を構成する各材料が、以下に示す材料に関する基準をそれぞれ満たすこと。ただし、小付属（ネジ、ビス、靴紐など製品の機能上必要な小さな部品）は、以下に示す材料に関する基準を適用せず、接着剤は、(14)を適用し、他の材料に関する基準を適用しない。

#### G. 焼物

(X) 下水道汚泥を配合した製品は、製品からの有害物質の溶出について、土壤汚染対策法施行規則に定める別表第2(平成14年12月26日、環境省令第29号)に挙げられたすべての特定有害物質の要件を満たすこと。ただし、溶融処理をした再生材料のみを用いる常温成形品、溶融品および焼成品については、溶出基準で対象とする物質をカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ホウ素、フッ素の8種とする。

(X) 下水道汚泥を配合した製品は、製品中の有害物質の含有について、土壤汚染対策法施行規則に定める別表第3(平成14年12月26日、環境省令第29号)に挙げられたすべての特定有害物質の要件を満たすこと。ただし、溶融処理をした再生材料のみを用いる常温成形品、溶融品および焼成品については、溶出基準で対象とする物質をカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ホウ素、フッ素の8種とする。

(X) 製品からの有害物質の溶出について、土壤汚染対策法施行規則に定める別表第2(平成14年12月26日、環境省令第29号)に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ホウ素、フッ素の要件を満たすこと。ただし、食品に直接接触する器具は、本項目を適用せず、4-1-3(X)の基準を適用する。

### 4-1-3. 個別製品に関する基準と証明方法

(X) ~~食品衛生法に定める~~飲食器、割ぼう具、その他食品または添加物用で食品または添加物に直接接触する器具は、食品衛生法に定めるカドミウムおよび鉛などの溶出試験に適合すること。

## オゾン漂白綿の追加について

「材料に関する基準」の「繊維」の基準は、商品類型 No.104「家庭用繊維製品」の基準を引用しています。この No.104「家庭用繊維製品」が改定され、無漂白綿、過酸化水素漂白綿であることを認定要件とする項目に「オゾン漂白綿」が追加されましたので、「日用品」の基準においても同様とします。また、関連するエコマーク表示について、現行の基準では、矩形枠内に「無漂白」「過酸化水素漂白」「有機栽培」と記載していますが、「日用品」の基準で対象とする製品は、繊維が外面積の50%未満のものとし(50%以上は「繊維製品」の基準の対象として扱う)繊維以外の材料と複合使用された製品を想定していることから、以下のとおり改めます。

### 改定部分

～二重取り消し線部分を削除し、下線部を追加～

#### 3. 用語の定義

オゾン漂白:オゾンの酸化漂白力を応用し、通常の漂白方法に比べ低い温度で繊維と反応させ、精練漂白加工を行う方法。

#### 4-1-2. 材料に関する基準と証明方法

製品は、製品を構成する各材料が、以下に示す材料に関する基準をそれぞれ満たすこと。ただし、小付属(ネジ、ビス、靴紐など製品の機能上必要な小さな部品)は、以下に示す材料に関する基準を適用せず、接着剤は、(14)を適用し、他の材料に関する基準を適用しない。

##### E. 繊維

(X)製品に使用される繊維は、以下のa,b またはc の要件のいずれかに適合すること。ただし、「廃食用油吸収材」、「ゴム製履物」、「プラスチック製履物」、「スポーツ専用靴」、「電気掃除機用フィルター袋」および「鳥獣用品のうちペットシートおよび猫砂」は、本項目を適用しない。

- a.繊維部分の総質量に占める未利用繊維またはリサイクル繊維の質量割合が表2の基準配合率を満たすこと。
- b.繊維部分が綿100%の製品であること。且つ、無漂白綿または過酸化水素漂白綿またはオゾン漂白綿であって、蛍光増白剤を使用していないこと。
- c.繊維部分が綿などの天然繊維 100%の製品であること。且つ、有機栽培のものであること。

(エコマーク表示は、以下のとおり修正および追加する。)



改定日：2009年11月4日